

## 農業振興地域制度に係る兵庫県農業振興地域整備基本方針案について

### 1 趣旨

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地等の面積目標、農用地等の確保に関する基本的な方向、農業振興地域の指定の基準等を定めた基本方針を知事が策定

### 2 内容

- (1) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
- (2) 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- (3) 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項
- (4) 農地等の保全に関する事項
- (5) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
- (6) 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- (7) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- (8) 農業経営規模の拡大と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
- (9) 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### 3 現基本方針からの変更点

- (1) 国の農業振興地域整備基本指針の変更に伴う修正
- (2) 令和3年3月に策定した「ひょうご農林水産ビジョン2030」の内容を反映
- (3) 農林水産政策審議会で重要な情勢の変化と位置付けた「食料安全保障を取り巻く情勢の変化への対応」、「ポストコロナ社会への対応」、「カーボンニュートラルを目指した取組の拡大」の視点を反映